

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 2018年3月期決算申告の留意点

2018年3月期の法人税申告において、留意すべき主な改正事項はつぎのとおりです。

制度	改正内容		
欠損金の繰越控除限度額	中小法人(※1) 100%控除可能	大法人 55%	
	※1 中小法人：資本金の額が1億円以下の普通法人（資本金5億円以上の法人の100%子法人等を除く。）		
中小企業(※2)経営強化税制	対象事業	製造業、建設業、卸売業、小売業、不動産業 など	
	適用要件	・旧モデルと比較し生産効率等が年平均1%以上向上すること or ・年平均の投資利益率5%以上であることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載があるもの	
	税制措置	特別償却	取得価額の100%
		税額控除	取得価額の7%
	控除限度額	法人税額の20%（限度超過額は1年間の繰越し）	
研究開発税制	総額型	税額控除率	中小企業 12~17%（大企業 6~14%）
		控除限度額	法人税額の25~35%
	対象となる試験研究	・製品の製造 ・技術の改良、考案又は発明 ・ビッグデータ等を活用した「第4次産業革命型」の「サービス開発」	
	高水準型	税額控除率	（試験研究費割合-10%）×20%
		控除限度額	法人税額の10%
所得拡大促進税制	適用要件	① 雇用者給与等支給額 ≥ 2012年度の雇用者給与等支給額×103%（大企業105%） ② 雇用者給与等支給額 ≥ 前期の雇用者給与等支給額 ③ 平均給与等支給額 > 前期の平均給与等支給額（大企業「×102%」）	
	控除税額	（雇用者給与等支給額-2012年度の雇用者給与等支給額）×10% + 雇用者給与等支給額の前期からの増加額×12%（大企業2%） 中小企業の12%の上乗せは、平均給与等支給額が前期比2%増の場合に適用。	
	控除限度額	法人税額の20%	

※2 中小企業：資本金の額が1億円以下の法人（ただし以下の法人を除く）

- ・同一の大規模法人（資本金の額が1億円超の法人等）に発行済株式の1/2以上を所有されている法人
- ・2以上の大規模法人に発行済株式の2/3以上を所有されている法人

お見逃しなく！

- ・翌年度以降の棚卸資産や有価証券の評価方法、減価償却方法の変更、外貨建資産の換算方法の変更等の届出は、決算期末までの提出が要件です。
- ・外国子会社合算税制の課税方式の変更は、外国関係会社の2018年4月1日以後開始事業年度より適用されます。翌年度以降のために、経済活動基準の充足状況等の確認が必要です。
- ・仮想通貨は法人税法上の短期売買商品や売買目的有価証券等に該当しないため、期末の時価評価換えによる損益は、税務上、認識する必要がありません。